

川崎市民プラザ条例の制定について

川崎市民プラザ条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市民プラザ条例

(目的及び設置)

第 1 条 市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、川崎市民プラザ（以下「市民プラザ」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 市民プラザの位置は、川崎市高津区新作 1 丁目 19 番 1 号とする。

(事業)

第 3 条 市民プラザは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康の増進に資する教室の開催に関する事。
- (2) 文化及び教養に関する講座の開催に関する事。
- (3) 市民相互の交流を促進するための行事等の開催に関する事。
- (4) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用する供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民プラザの管理を行わせる。

- (1) 市民プラザの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が、市民プラザの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った市民プラザの管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。
- （指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、市民プラザの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の市民プラザの管理のために必要な業務を行わなければならない。

（利用時間及び休館日）

第7条 市民プラザの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時30分まで（茶室にあっては午後9時まで、浴室にあっては午前10時から午後9時まで）
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

（利用許可）

第8条 市民プラザの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるときは、その他施設等の利用を不適当であると認めるときは、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなつたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。
2 利用者は、施設等を第三者に貸与してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第18条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額

し、又は免除することができる。

(入館等の制限)

第19条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができ

る。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1項（指定管理者に市民プラザの管理を行わせることに係る部分を除く。）、第2項及び第3項並びに第20条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

1 施設専用利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分
屋内広場	5,900円	8,800円	11,000円	25,700円
ホール（ステージ を含む。以下同じ。）	9,500円	14,300円	18,100円	41,900円
ステージ	6,000円	8,000円	9,800円	23,800円
楽屋	1,600円	1,900円	1,900円	5,400円
体育室	5,700円	6,700円	7,600円	20,000円
会議室	1,500円	2,100円	2,500円	6,100円
和室	800円	1,100円	1,400円	3,300円
研修室	3,700円	4,300円	4,800円	12,800円
多目的室	2,800円	3,300円	3,900円	10,000円
展示室	利用は1日単位とし、1日につき2,900円			
種 別	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時
茶室	5,300円	6,700円	8,000円	20,000円
種 別	単 位			金 額
温水プール	1 コース 1 回 2 時間まで			3,000円

備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律

第178号）に規定する休日に利用する場合の施設専用利用料（温水プールに係るものを除く。）の額は、規定利用料の2割増相当額とする。

2 屋内広場、ホール又はステージの利用について入場料を徴収する場合の施設専用利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額とする。

入場料金	増額の割合
1,000円未満	15割
1,000円以上3,000円未満	20割
3,000円以上	30割

3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設専用利用料の額は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前 2 項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の 1 時間当たりの額の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設専用利用料は、無料とする。

2 設備専用利用料

単位	金額
1 本、1 台、1 列、1 個、1 枚その他 1 単位	10,000 円

備考 1 この表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ 1 回として扱う。ただし、温水プールにおいては、4 時間までごとに 1 回として扱う。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備専用利用料の額は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料

の 1 時間当たりの額の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備専用利用料は、無料とする。

3 個人利用料

種 別		基本料金		超過料金
温水プール	3歳以上 15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 200円		超過時間 30 分までごとに 50円
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 500円		超過時間 30 分までごとに 125円
種 別		金 額		
		午 前	午 後	夜 間
		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分
体育室	6歳以上 20歳未満の者（小学校入学前の者を除く。） 20歳以上の学生	200円	200円	200円
	20歳以上の者（学生を除く。）	500円	500円	500円
トレー ニンゲ	12歳以上 20歳未満の者（小学生を除く。） 20歳以上の学生	200円	200円	200円

室	20歳以上の者（学生を除く。）	500円	500円	500円
	種別	金額		
浴室	小学校入学前の者	1人1回		100円
	小学生	1人1回		200円
	12歳以上60歳未満の者（小学生を除く。）	1人1回		500円
	60歳以上の者			無料

備考 トレーニング室を利用する者は、12歳以上の者（小学生を除く。）とする。

参考資料

制定要旨

市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的として、市民プラザを設置するため、この条例を制定するものである。